

南島原市子ども・子育て支援事業計画 (案)

平成27年3月

南島原市

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本的視点	2
5	計画の基本理念	3
6	計画の基本目標	4
7	計画の策定体制	6

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1	人口等の動向	7
2	就労環境	12
3	子育て支援サービス等の現状	15
4	アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ	21

第3章 計画の内容

1	教育・保育提供区域の設定	25
2	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	26
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	29
4	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供や その推進体制の確保	41
5	産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保	43
6	安全安心な妊娠・出産・子育てと 子どもの健やかな成長に向けた取り組み	44
7	仕事と家庭生活の調和の実現に向けた取り組み	49
8	子どもに関する専門的な知識及び技術を 要する支援に関する県が行う施策との連携	50

第4章 計画実現のために

1	計画の推進体制	55
2	進捗状況の点検と評価・公表	55



第1章 計画の概要



1. 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、平成2年の「1.57 ショック」を契機に少子化の問題が大きく取り上げられるようになり、平成6年12月のエンゼルプランの策定を皮切りに、少子化の流れを変えるための施策が実施されてきました。また、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」では、それまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

本市においては、平成18年3月の町村合併を機に、平成19年3月、旧8町単位で策定されていた次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画の統一化を図り、「南島原市次世代育成支援地域行動計画」を策定しました。その後、平成22年3月に、平成22～26年度を計画期間とする「南島原市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定し、国の動向を踏まえつつ、計画的に子ども・子育て支援の取り組みを充実させてきたところです。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に保育所においては待機児童問題が深刻化しています。

こうした中、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。平成27年度から、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』が本格施行されることに伴い、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ることとされています。

このような流れを受け、本市においても、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が必要となります。

このため、「南島原市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、同計画によるこれまでの取り組みとその成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「南島原市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2. 計画の性格と位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を一部引き継いだものとしします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子ども・子育て新事業計画」や、市の上位計画である「南島原市総合計画」及び「障害者福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図りました。

3. 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする5か年計画とします。

4. 計画の基本的視点

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、以下の3点を計画の基本的視点とします。

（1）子どもの健やかな育ちを守るという視点

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障する必要があります。また、子どもたち一人ひとりの個性が活かされ、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

(2) 子育てと子育てを通した親としての喜びを支えるという視点

子ども・子育て支援は、家庭が教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえながら進められる必要があります。

その上で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが重要です。

(3) 地域と社会で子どもと子育てを見守り支えるという視点

社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、地域及び社会が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが重要です。

5. 計画の基本理念

**地域の人の優しさに見守られながら
心身ともに健やかな子どもが育つまち**

子育ての基本は“家庭”にあり、親がしっかりと責任を持って子育てに取り組んでこそ、健やかな子どもの成長が期待できることは言うまでもありません。

しかしながら近年、核家族化をはじめ女性の社会進出、子育てと仕事の両立を求める人々の増大など、もはや家庭だけで子育てを行うことには、一定の限界があります。

子育て中の親にとっては、行政や保育・教育機関に対する期待がますます高まっています。行政も一定の支援が必要ですが、多様な市民ニーズへのきめ細かな対応の必要性や厳しい財政状況を考えると、行政だけで子育て問題を解決することは困難な状況になってきています。

そのような中で、私たちが住む南島原市では、豊かな自然環境の中、たくさんの心優しい人々が、地域で育つ子どもたちを温かく見守り、子育てに手をさしのべています。

子どもは、次代を担う地域の宝です。この小さくても大きな宝は、地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましく頼もしい存在となります。今日の少子化の進展から、地域の明るい将来を築く大切な宝が失われることのないよう、子ども一人ひとりの権利を尊重し、幸せな生活を守りはぐくんでいくことは、市全体の大きな使命です。

この計画では、「南島原市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」の基本理念を引き継ぎ、地域の中で、すべての子どもが将来の夢に向かって胸を膨らませながら、たくましく成長し、保護者が安心して子どもを生き育てることができるよう、地域ぐるみによる心温かな子育て支援を推進します。

6. 計画の基本目標

この計画では、上記基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を掲げて施策の展開を図ります。

★基本目標1★

すべての子どもの健やかな育ちを守ります

子ども・子育て支援は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、乳幼児期からの健康の保持増進を図るとともに、市の責任において、地域との協働のもと、子どもの個性に合った質の高い教育・保育の提供体制を整備します。

また、子どもの健やかな育ちを守るためには、子どもの権利を擁護し、生命の尊厳・尊重を理解し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。安全・安心な活動場所と生活空間を確保し、犯罪や児童虐待等による子どもの人権侵害を予防するとともに、万一の場合にも早期に対応できる体制整備を図ります。

★基本目標2★**子育てを通じた親としての成長を支えます**

核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭における子育て機能の低下や精神的負担が問題になるなか、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。保護者がしっかりと子どもと向き合い、安心して子育てができるよう、相談支援体制を充実し、妊娠・出産期から子育ての知識や情報の提供を行うことで、家庭における子育て能力の向上を図ります。

親は子どもを育てるという経験を通して自らも様々なことを学び、成長していくことができます。子育ては、子どもと親がともに育つ機会でもあります。地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、子育てを通じた親としての成長を支え、子育てに喜びや生きがいを感じる事ができるまちを目指します。

子育て家庭と一言でいってもその環境はさまざまで、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。関係機関等と連携し、児童虐待の予防に取り組むとともに、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭等、特別な配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

★基本目標3★**子育てと仕事が両立できる環境をつくります**

男女を問わず子育て中の保護者が、仕事を続けながら子育てと向き合えるように、仕事と家庭生活、地域活動との調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や保護者が就労しやすい社会を目指します。

7. 計画の策定体制

(1) 南島原市子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「南島原市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

【構成メンバー】

- ・子どもの保護者
 - ・福祉及び教育に関係する者
 - ・子ども子育ての学識経験者
- （委員数 13名）

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施

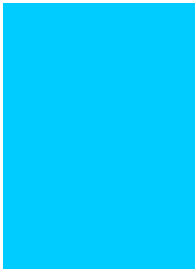
計画策定にあたり、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました。

●アンケート調査の実施概要


調査期間	平成25年12月6日（金）～平成25年12月20日（金）	
調査対象	就学前児童の保護者 （1,100人を無作為抽出）	小学校低学年児童の保護者 （350人を無作為抽出）
調査方法	・保育所及び幼稚園利用者については、施設を通じて配布、回収 ・その他の保護者については、郵送による配布、回収	各小学校を通じて配布、回収
配布数	1,100 件	350 件
回収数	899 件	324 件
回収率	81.7 %	92.6 %

(3) パブリックコメントの実施

平成 27 年 2 月 2 日から平成 27 年 3 月 4 日まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを行いました。



第2章 子どもと子育て家庭を 取り巻く現状



1. 人口等の動向

(1) 人口の推移

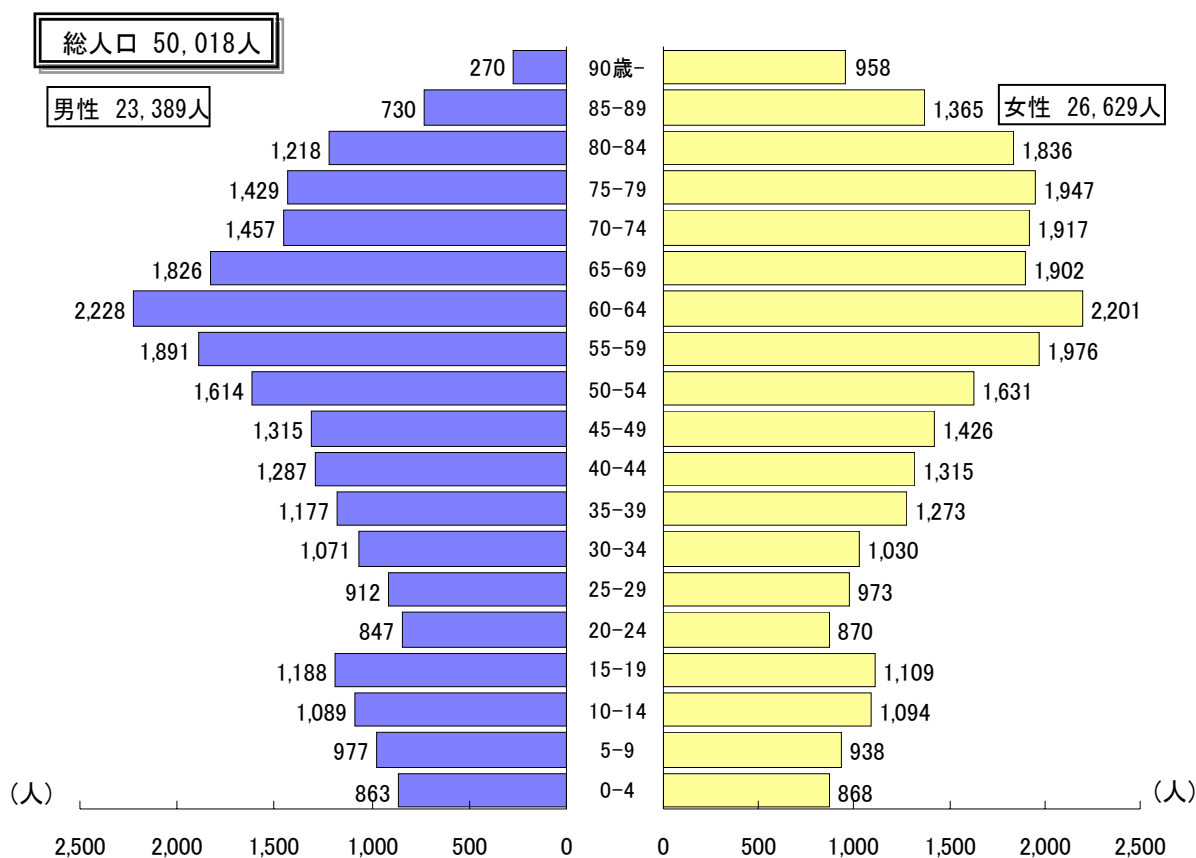
① 総人口

本市の平成26年4月1日現在の総人口は、男性23,389人、女性26,629人の計50,018人です。60代前半の人口が最も多く、40歳未満の若い世代、特に20代の人口が少なくなっていることがわかります。

現在の30代後半に比べ、これから結婚適齢期を迎える20代前半の人口がかなり少ないことから、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。

このため、安心して勤めることができる職場の確保や住環境の整備等を行うことによって、若年層の定住を推進することが必要だと考えられます。

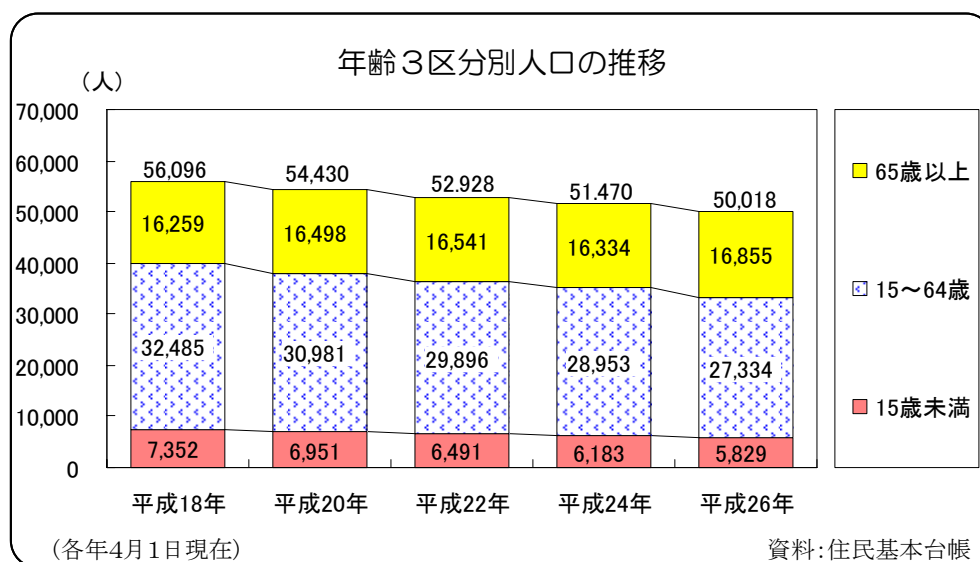
南島原市の人口ピラミッド（平成26年4月1日現在）



資料:住民基本台帳(含外国人登録者)

②年齢3区分別人口の推移

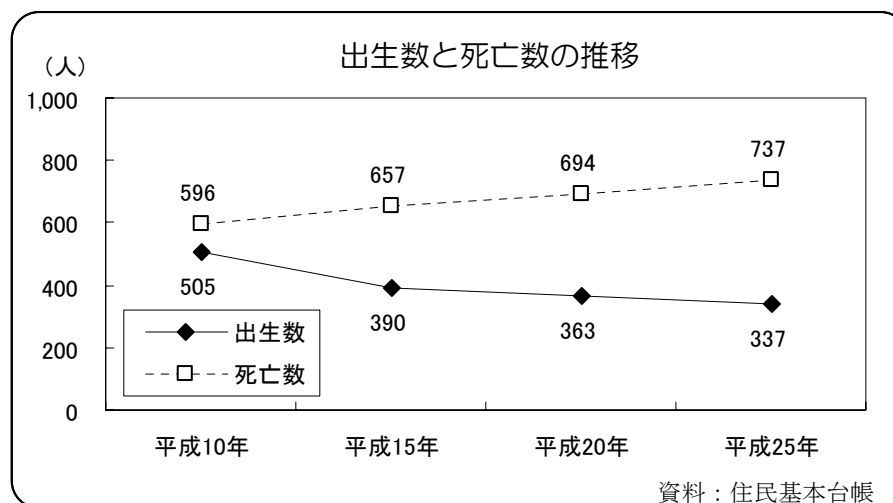
人口の推移を見ると、全体の人口は減少傾向にありますが、年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）は減少し続け、高齢者人口（65歳以上）は概ね増加傾向にあることから、少子高齢化が確実に進んでいる状況がうかがえ、今後の少子化対策の推進を図る必要があると思われます。



③自然動態－出生数と死亡数の推移－

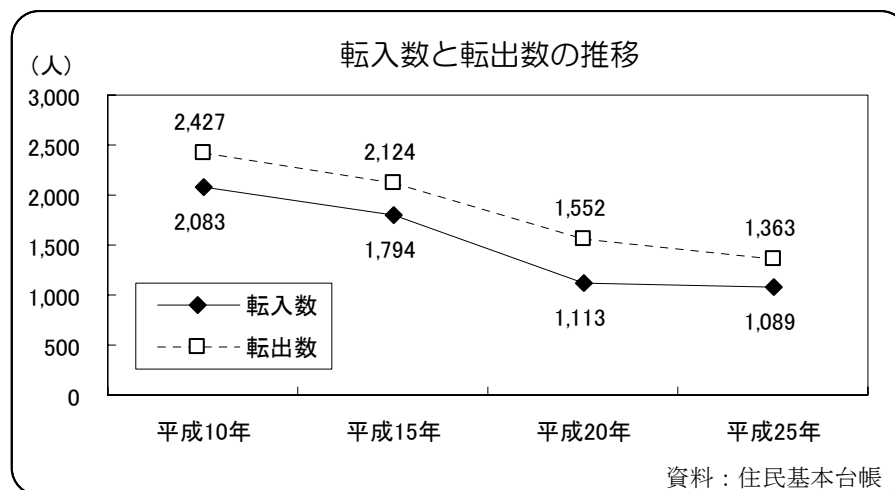
出生数は減少傾向にあり、平成25年は337人と、15年前に比べ168人、率にして33.3%の減少となっています。一方、死亡数は増加傾向にあります。

本市では、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、近年、その差はさらに広がる傾向にあります。



④社会動態—転入数と転出数の推移—

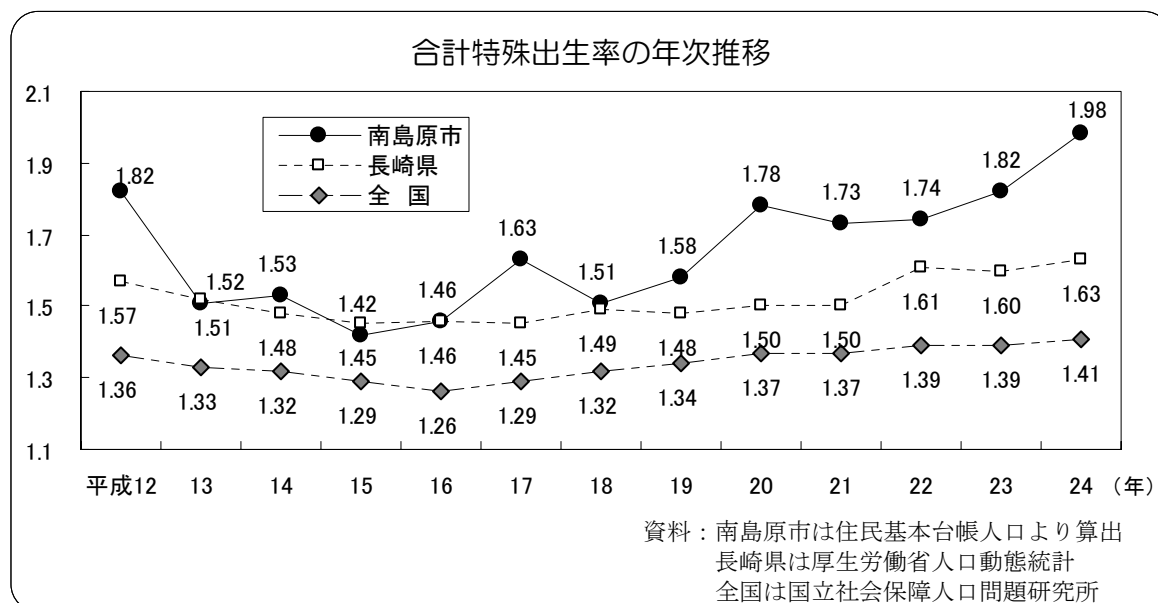
ここ15年間の転入数、転出数の推移を見ると、本市では、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いており、平成25年は転入数1,089人に対し転出数1,363人と、274人の社会減となっています。



⑤合計特殊出生率*の推移

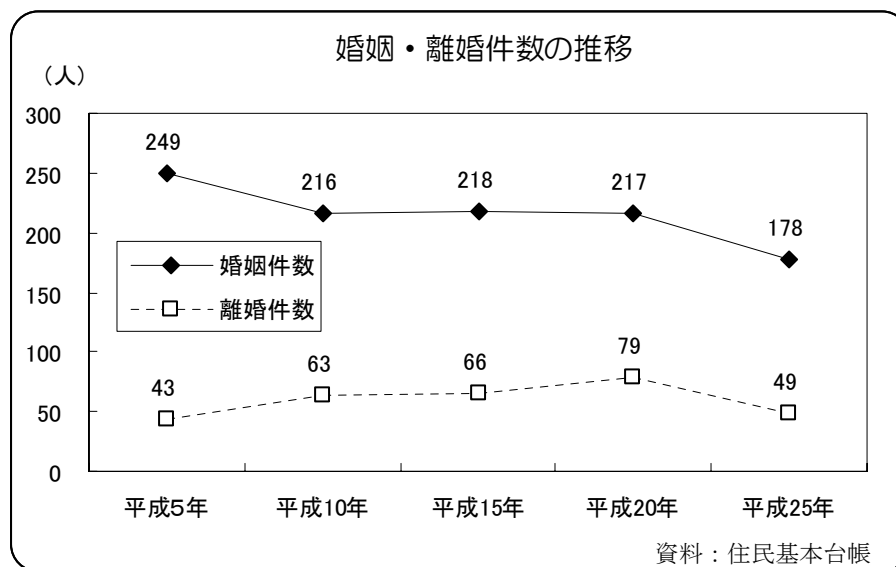
平成12年から平成24年にかけての合計特殊出生率の推移は下図のとおりで、年によるばらつきはありますが、1.42~1.98と、県と同等、ないしやや高い値で推移しています。しかし、人口の維持に必要な合計特殊出生率が2.08程度とされていることを考えると、本市においてもなお深刻な少子化状況が続いていることに変わりはありません。

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数に相当するとされる。



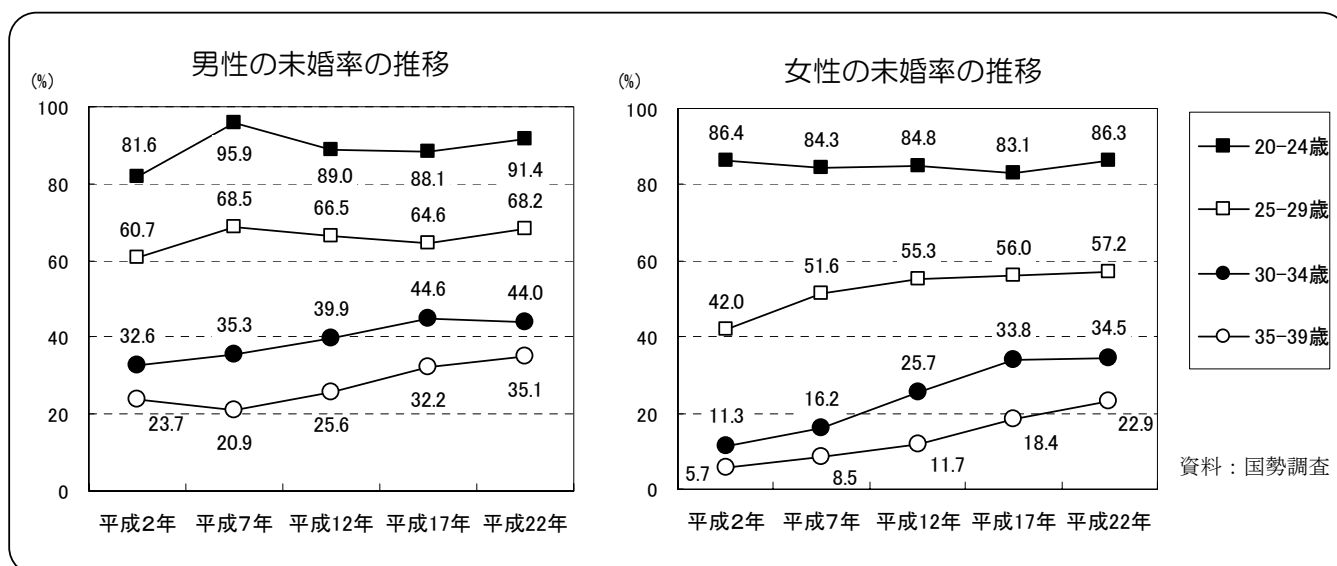
(2) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、結婚適齢人口の多少に影響を受け、平成5年からの推移を見ても概ね減少傾向にあることがわかります。これに対し、離婚件数は、平成20年までは増加傾向にありましたが、平成25年は減少に転じています。



(3) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、20代前半を除くほぼすべての階層で未婚率が上昇していることがわかります。特に、男女ともに30代後半の未婚率の上昇傾向が続いていることから、晩婚化のみならず非婚化の傾向が進んでいることがうかがえます。



(4) 世帯数の推移

平成2年からの20年間の世帯数の推移は以下のとおりで、総世帯数は平成7年から12年にかけて増加しますが、その後は減少に転じています。また、単身世帯や核家族家庭の増加等により、1世帯あたりの人数は減少傾向にあります。

また、母子世帯数は平成7年までは減少傾向にありましたが、その後、平成17年までは増加に転じ、平成22年は再び減少しています。一方、父子世帯数は平成7年以降、減少傾向にありましたが、平成22年は増加に転じています。

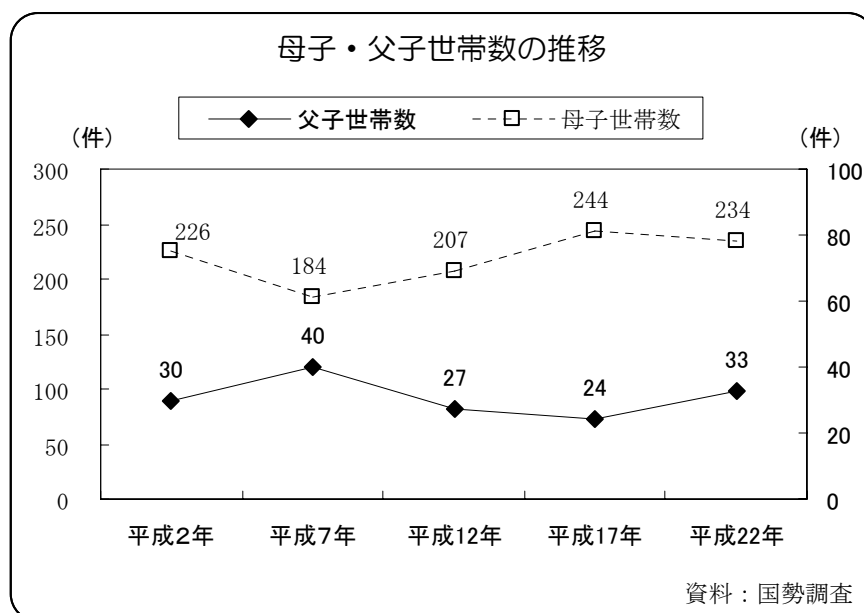
世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	17,098	17,036	17,492	17,304	17,160
母子世帯数	226	184	207	244	234
父子世帯数	30	40	27	24	33
1世帯あたりの 人数(人)	3.67	3.46	3.26	3.12	2.93

※各年10月1日現在

資料:国勢調査

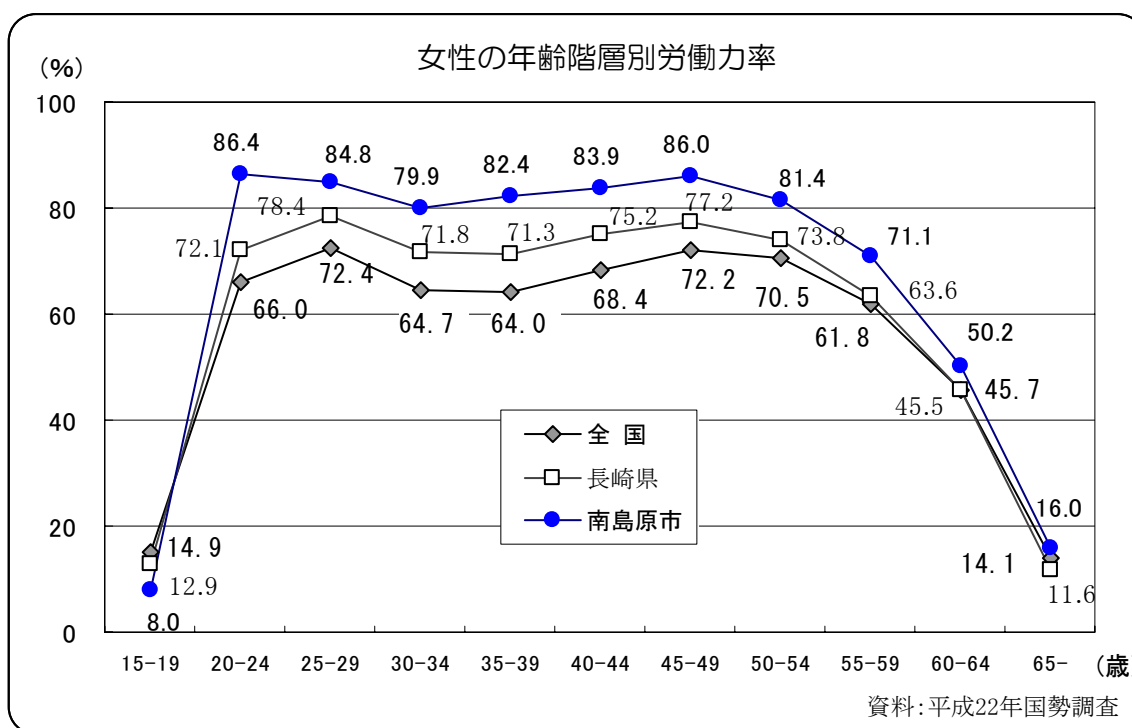


2. 就労環境

(1) 女性の年齢階層別労働力率

女性の労働力率を年齢階層別にみると、ほぼ国、県と同様の、いわゆる「M字カーブ」を描いていることがわかります。20代後半から30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられます。

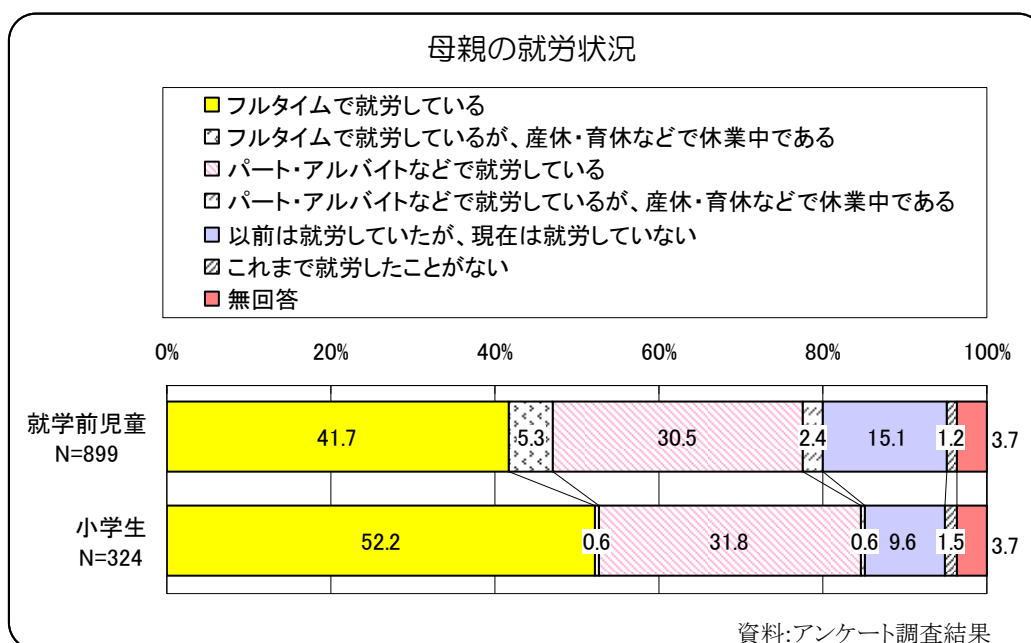
この背景には、子どもがある程度大きくなるまでは子育てを優先したいと考えている人が多いという実態もありますが、働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないために、一旦仕事を離れざるを得ない女性もたくさんいます。働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる社会環境への整備を図る必要があります。



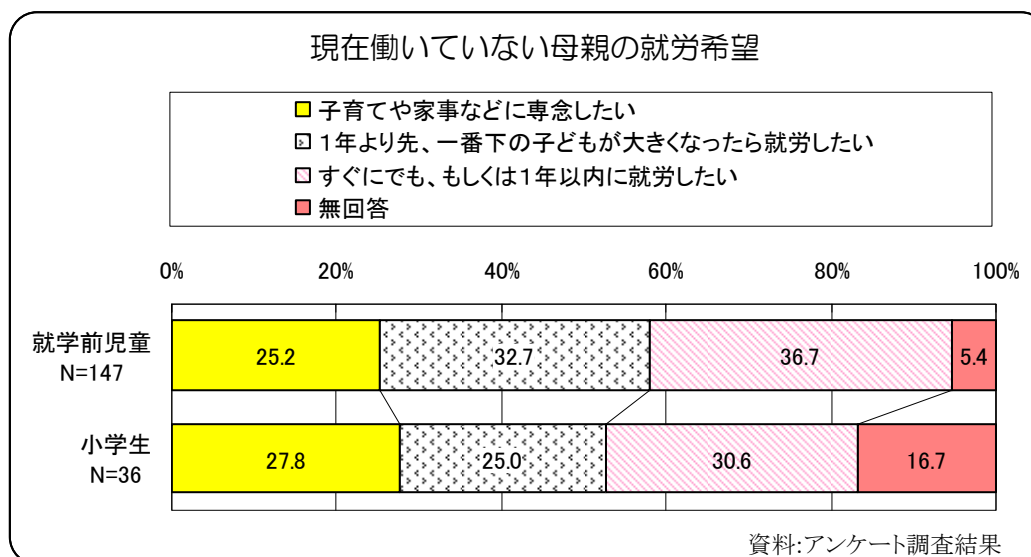
(2) 母親の就労状況

アンケート調査の結果から母親の就労状況をみると、就学前児童の母親で 77.5%、小学校児童の母親で 84.6%の人が働いており、夫婦共働きの世帯が一般化していることがわかります。

また、現在就労していない母親についても、就学前児童の母親で 36.7%、小学校児童の母親で 30.6%の人が「すぐにでも、若しくは 1 年以内に」就労したいと考えていることがわかります。



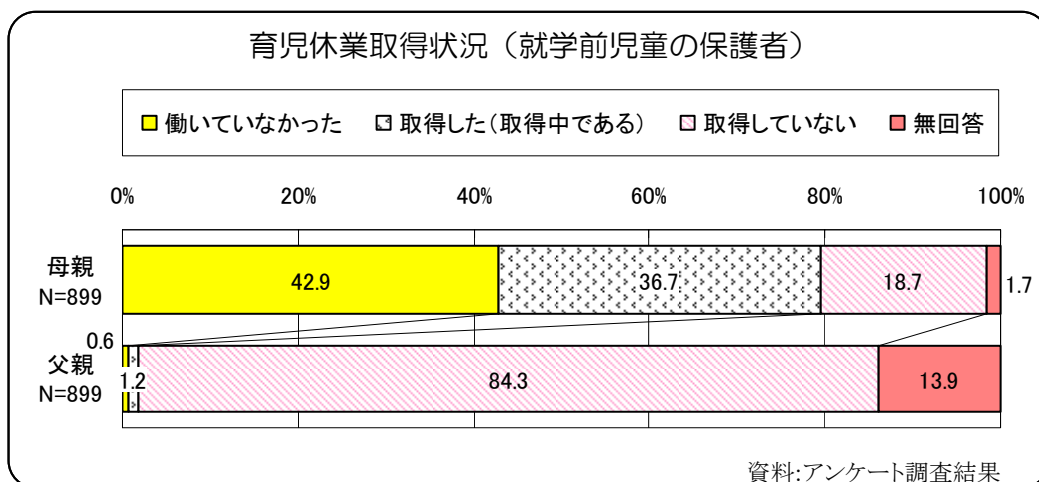
※グラフ中の「N」は、回答割合算出の基数となるアンケートの有効回答数(以下同じ)



(3) 育児休業制度の利用状況

アンケート調査の結果から、就学前児童の保護者の育児休業の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」と回答した人は、母親で 36.7%、父親で 1.2%となっており、父親の取得は極めて低調であることがわかります。

父親の育児休業の取得には難しい社会環境ですが、夫婦による子育て環境を整えるためにも、育児休業を取得しやすい環境を整える必要があると考えられます。



3. 子育て支援サービス等の現状

(1) 保育サービス

① 認可保育所入所状況の推移（年齢別）

平成22年からの認可保育所の年齢別入所状況の推移は以下のとおりです。年によって入所率にばらつきはありますが、概ね年齢が高くなるにつれて入所率も高くなっています。

保育所入所者数の推移（年齢別）

区 分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	児童総数(人)	339	324	363	317	344
	入所児童数(人)	86	115	106	99	103
	入所率(%)	25.4	35.5	29.2	31.2	29.9
1・2歳児	児童総数(人)	736	703	679	711	704
	入所児童数(人)	530	518	499	543	543
	入所率(%)	72.0	73.7	73.5	76.4	77.1
3歳児	児童総数(人)	390	375	373	342	342
	入所児童数(人)	301	303	290	276	273
	入所率(%)	77.2	80.8	77.7	80.7	79.8
4歳以上児	児童総数(人)	796	780	771	743	706
	入所児童数(人)	630	607	617	603	572
	入所率(%)	79.1	77.8	80.0	81.2	81.0

※各年4月1日現在

資料：保育行政資料

② 認可保育所入所状況の推移（保育所別）

平成26年4月1日現在、市内には公立の認可保育所1施設、私立の認可保育所26施設の計27施設があり、総定員1,660人となっています。定員に対する入所率は保育所によってばらつきがありますが、近年、保育所定員に関する国の弾力運用を受け、面積要件や保育士配置要件を満たした上で定員を超えた受け入れを行っている保育所もあります。

保育所別の入所者数の推移は、次ページの表のとおりです。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

認可保育所入所者数の推移（保育所別）

（単位：人）

保育所名	区分	定員	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
山陰保育園	私立	90	78	76	71	74	75
小林保育園	私立	50	51	46	42	48	45
深江保育園	私立	60	48	51	54	53	46
瀬野保育園	私立	60	49	45	41	40	42
寺田保育園	私立	90	80	82	80	85	80
文華保育園	私立	40	43	27	28	27	17
木場保育園	私立	45	37	38	38	32	35
恵光保育園	私立	60	58	56	51	62	56
若草保育園	私立	60	53	56	66	64	67
新切保育園	私立	60	63	63	67	64	74
白百合保育園	私立	60	60	61	59	56	54
有家保育園	私立	60	62	67	50	53	49
見岳保育園	私立	40	45	42	42	41	33
須川保育園	私立	60	53	54	52	48	56
長野保育園	私立	60	66	74	63	53	48
竜石保育園	私立	90	62	68	74	70	81
ひかり保育園	私立	60	61	61	71	62	52
あやめ保育園	私立	45	49	56	49	48	40
玉峰保育園	私立	50	40	33	41	47	52
口之津保育園	私立	60	62	61	45	54	48
ともしび保育園	私立	40	47	36	35	32	31
愛宕保育園	私立	60	58	55	51	41	40
若木保育園	私立	50	56	46	43	41	40
野田保育園	私立	50	53	54	53	48	52
西有家保育園	私立	80	69	74	70	70	71
大江保育園	私立	90	70	75	80	93	104
北有馬保育所	公立	90	48	55	61	74	67
計		1,660	1,473	1,457	1,416	1,406	1,388

※各年4月1日現在

資料：保育行政資料

※区分及び定員は平成26年4月1日現在

③特別保育等の実施状況

本市では、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育の充実にも努めてきました。

現在、延長保育は26施設、障がい児保育は7施設、一時預かり（一時保育）は10施設、休日保育は8施設での実施となっています。

また、平成26年度からは市内3施設で病後児保育を開始しています。

特別保育等の実施状況の推移

(単位：か所, 人)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延長保育	実施か所数	26	26	26	26
	利用児童数	57,188	53,910	39,107	38,611
障がい児保育	実施か所数	6	7	10	8
	利用児童数	8	8	12	10
一時預かり (一時保育)	実施か所数	9	11	11	11
	延利用児童数	335	3,200	3,011	2,519
休日保育	実施か所数	7	7	8	7
	延利用児童数	1,404	1,530	1,633	1,784
病後児保育	実施か所数	0	0	0	0
	延利用児童	0	0	0	0

※実施か所数は各年度4月1日現在

資料：保育行政資料

(2) 幼児教育

① 幼稚園入園状況の推移（幼稚園別）

幼児期における教育の重要性から、幼児教育に対する社会的要請は年々高まっていますが、一方で、近年の少子化と保育需要の増大により、園児数は定員を大きく下回った状態が続いています。平成26年5月1日現在の就園児数は170人で、対定員比25.2%となっています。

幼稚園児数の推移 (単位：人)

幼稚園名	区分	定員	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
深江幼稚園	私立	140	56	55	56	59	54
たちばな幼稚園	私立	105	34	36	37	31	31
有家たちばな幼稚園	私立	175	53	56	51	53	52
原城幼稚園	私立	175	6	8	10	11	7
北有馬幼稚園	公立	80	35	28	27	22	26
計		675	184	183	181	176	170

※各年5月1日現在

資料：教育委員会

※定員は平成26年4月1日現在

② 幼稚園入園状況の推移（年齢別）

平成22年からの幼稚園の年齢別入園状況の推移は以下のとおりです。

幼稚園入園状況の推移（年齢別） (単位：人)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
入園児童数	3歳児	58	48	63	57	54
	4歳児	68	64	58	63	58
	5歳児	58	71	60	56	58
	計	184	183	181	176	170

※各年5月1日現在

資料：教育委員会

③ 幼稚園での預かり保育の状況

幼稚園での通常の預かり時間を超えて行う預かり保育は、現在5園で実施中です。

預かり保育（幼稚園）実施状況の推移 (単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
実施園数	5	5	5	5	5
利用児童数	63	60	68	78	68

※各年5月1日現在

資料：教育委員会

(3) 放課後児童クラブ（学童保育）

両親が共働きなどの留守家庭の子どもたちの放課後等における健全育成を目的とする放課後児童クラブについては、地域における需要の高まりとともに各地区順次設置しており、最近の利用者数の推移は以下のとおりです。

平成26年5月1日現在、22クラブ（総定員697人）で利用児童数707人となっています。

放課後児童クラブ児童数の推移

(単位：人)

施設名	定員	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ひまわりクラブ	35	31	28	24	30	23
小林保育園学童保育ガリバークラブ	70	26	24	19	25	47
だんごむし	19		16	14	13	13
たんぽぽクラブ	45	37	35	44	44	45
BUNKA学童ふくろうクラブ	40	26	28	28	25	26
学童あらいぐま	16	14	18	21	31	31
若草どうざキッズクラブ	30	17	32	30	33	38
スマイルクラブ	50	79	49	70	74	71
学童すずらんクラブ	45	49	53	63	70	64
深山クラブ	16				18	21
ほっと児童クラブ	20		22	30	31	36
長野保育園学童クラブ	45	21	27	34	44	38
蓮の実児童クラブ	19		14	19	19	19
学童ポレポレクラブ	19	12	15	13	18	17
たまみねキッズ	20	47	55	38	37	28
ともしび学童保育会	50	40	33	34	31	24
愛宕学童部	19				18	21
わかキッズ	30			18	29	31
野田なかよし児童クラブ	19	8	11	14	19	20
ジョイフルクラブ	50		48	52	48	56
元気っ子クラブ	20	16	15	17	19	19
学童たちばなクラブ	20	19	19	21	16	19
計	697	442	542	603	692	707

※各年5月1日現在

資料：保育行政資料

※定員は平成26年4月1日現在

(4) 母子保健事業

①相談・訪問指導事業の実施状況

妊娠中から母性や父性を高め、夫婦が絆を深めるとともに、お互いの役割を理解し合えるような働きかけが必要です。妊娠出産に関する正しい知識の普及や啓発、産後の健康管理と育児に対する親の不安の軽減など、子育て支援のために、保健師や助産師、母子保健推進員等による訪問指導や電話相談等を実施しています。

加えて、2～3 か月児、6～7 か月児、10～11 か月児を対象にした乳児相談、親の育児不安の解消や子どもの事故防止などに重点を置いた健康教育、健康相談、加えて、言語聴覚士による「ことばの相談」や臨床心理士による「子育て相談」を実施するなどの個別対応も実施しています。

相談・訪問指導の実施状況の推移

(単位：人)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
乳児相談	対象者	387	364	363	383	327
	受診者	352	343	331	356	312
	受診率(%)	91.0	94.2	91.2	93.0	95.4
乳児訪問指導	訪問指導人数	155	190	148	164	258

資料：こども未来課

②乳幼児健康診査の実施状況

子どもの健やかな育ちを確保するためには、子どもの成長発達過程における心身の気になる変化に対応していくことが重要です。乳幼児の健康の保持増進を図るため、1歳6か月児と3歳児を対象とした健康診査、乳児一般健康診査や精密健康診査の受診券を発行しています。

また、親子歯科健康診査や5歳児相談など、必要に応じて、早期に治療や療育が受けられるような体制を整備し、関係機関との連携を図りながら支援しています。

乳幼児健康診査の実施状況の推移

(単位：人)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
1歳 6か月児 健康診査	受診 状況	対象者	379	367	357	359	367
		受診者	353	357	339	344	350
		受診率(%)	93.1	97.3	95.0	95.8	95.4
	むし歯有病者率(%)	5.7	5.9	4.4	3.2	4.3	
3歳児 健康診査	受診 状況	対象者	429	372	355	367	359
		受診者	400	355	340	360	342
		受診率(%)	93.2	95.4	95.8	98.1	95.3
	むし歯有病者率(%)	50.0	46.8	46.5	43.9	34.5	

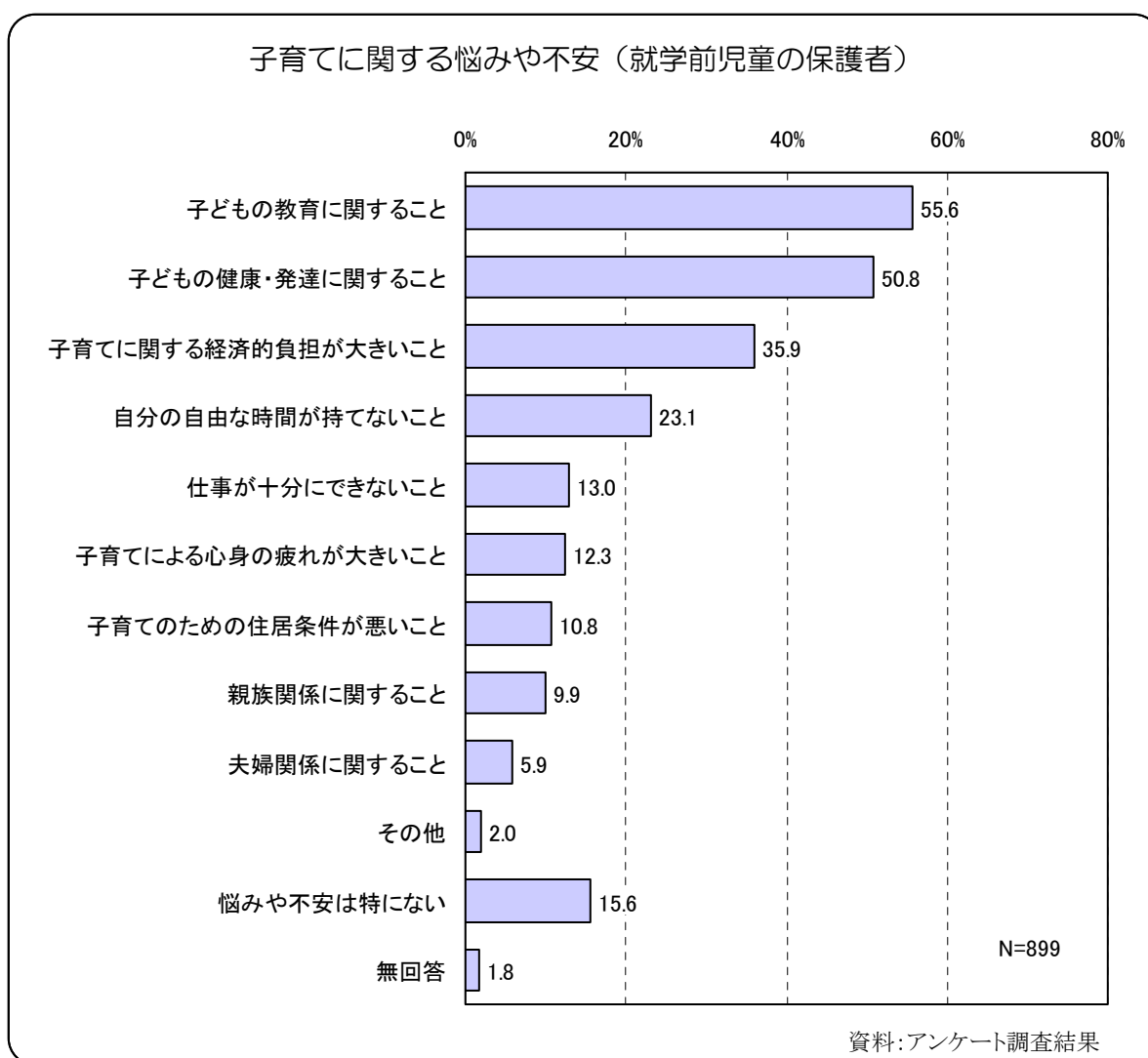
資料：こども未来課

4. アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ

(1) 子育てをする上での悩みや不安

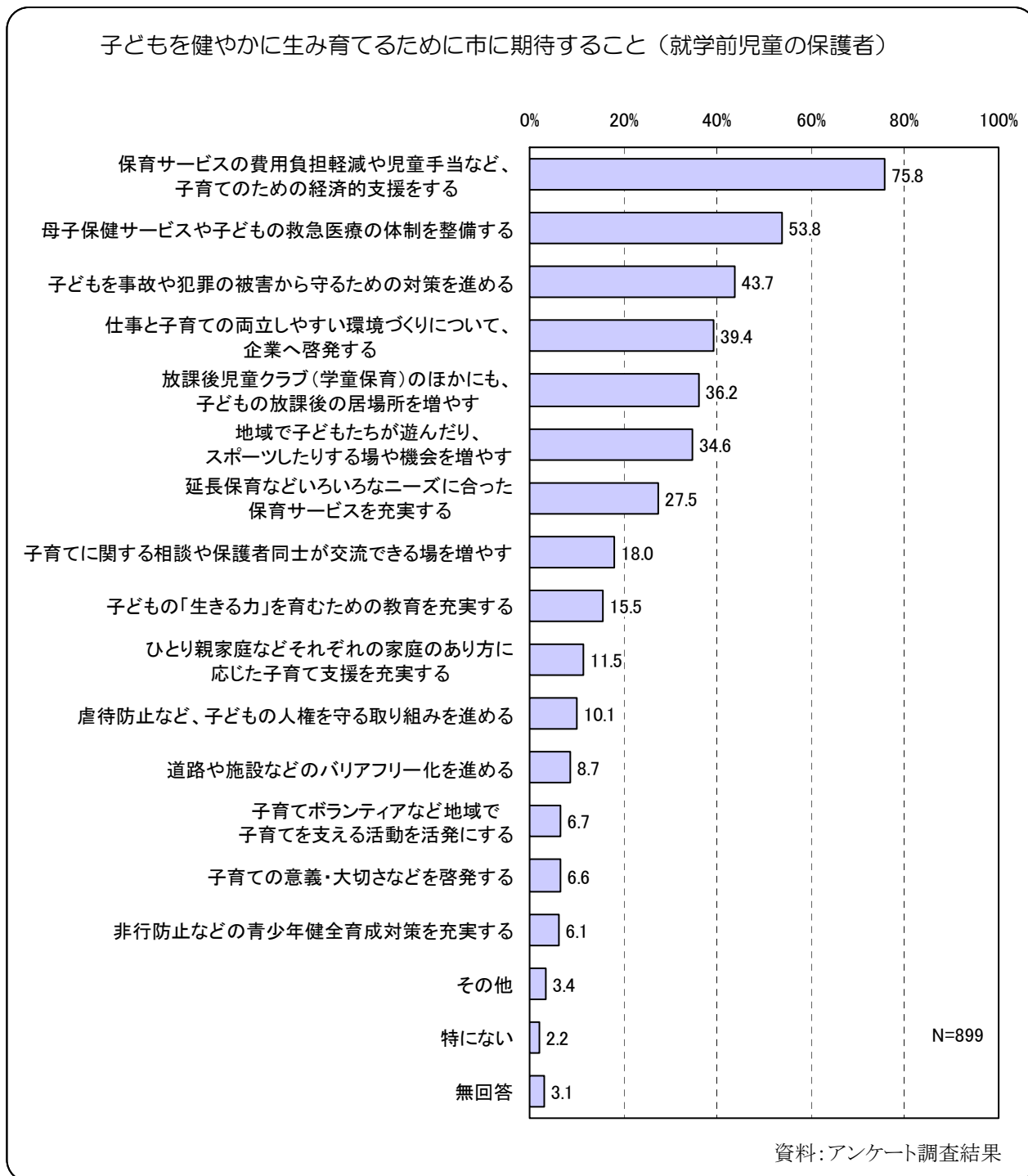
就学前児童の保護者に、子育てに関する悩みや不安を尋ねたところ、「子どもの教育に関すること」が55.6%と最も多く、次いで「子どもの健康・発達に関すること」が50.8%、「子育てに関する経済的負担が大きいこと」が35.9%で上位にあがっています。

また、子育てを行う上での保護者自身の不安も、経済的な負担に加えて、多岐に渡る精神的な不安などがみられるため、これらも含めた総合的な支援が必要であると考えられます。



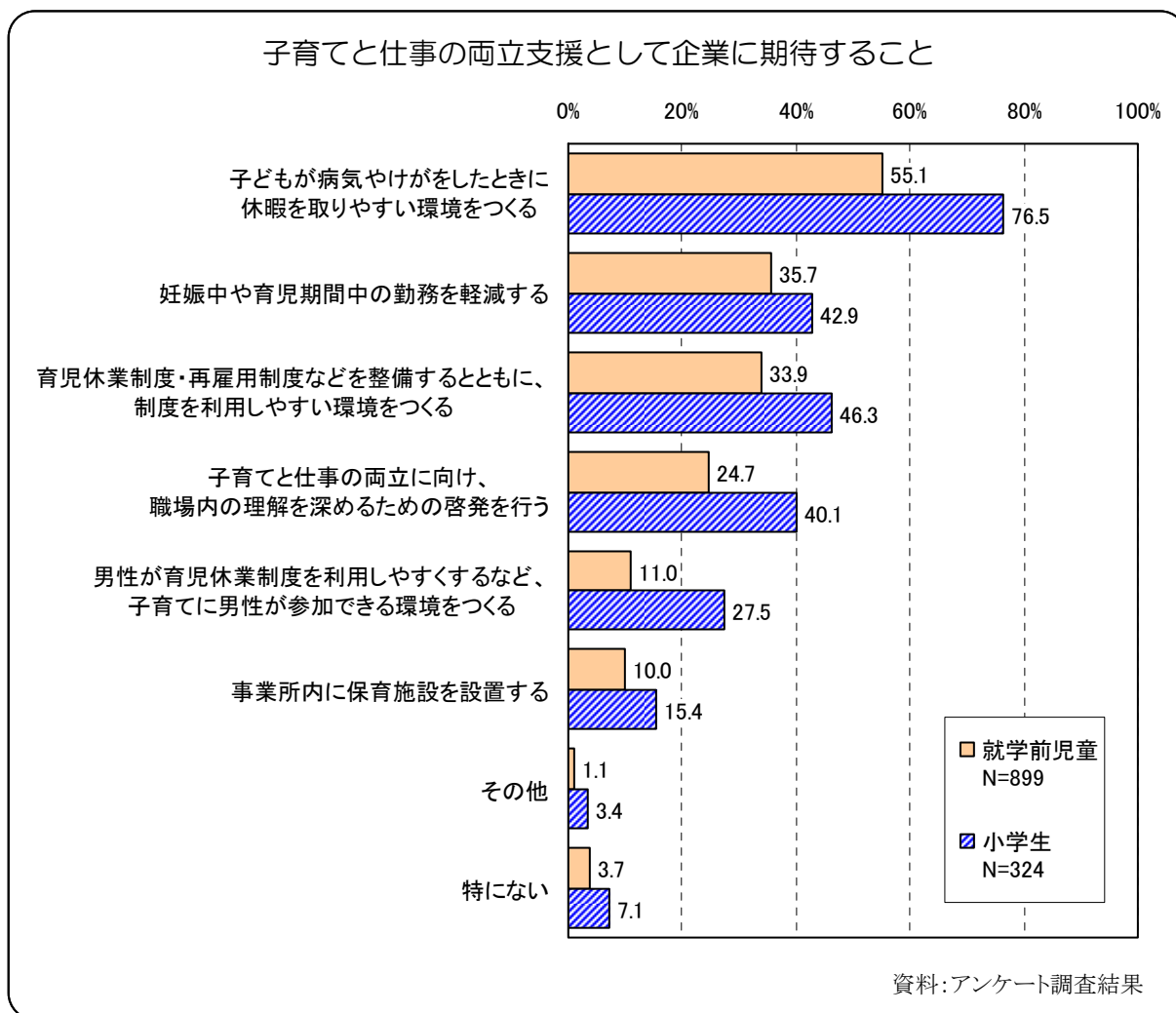
(2) 子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること

就学前児童の保護者に、「子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること」を尋ねたところ、「保育サービスの費用負担減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」が75.8%と最も多く、以下、「母子保健サービスや子どもの救急医療の体制を整備する」(53.8%)、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」(43.7%)と続いています。



(3) 子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること

子育て中の保護者に、「子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること」を尋ねたところ、就学前児童、小学生の保護者ともに最も回答割合が高かったのは「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」で、「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する」がそれに続いています。





第3章 計画の内容



1. 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市は、8町の合併により誕生した市で、旧町単位で教育・保育提供区域を設定することも考えられますが、本市内の保育所については、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に市内の様々な区域から通園をしている現状があること、また、その方が勤務状況に合わせた保育所利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいことを考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしました。

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状と課題】

本市内には、平成26年4月1日現在、幼稚園5園（うち認定こども園3園）、保育所27園（うち認定こども園3園）が設置されており、総定員数は2,335人となっています。近年の保育需要の高まりにより、保育所では定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もありますが、年間を通して待機児童が発生することはありません。

「量の見込み」と「確保方策」

【 幼稚園 3歳以上児 】

(単位:人)

1号認定			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	①量の見込み		109	108	107	101	99
②確保方策	幼稚園	80	80	80	80	80	
	認定こども園	110	125	125	125	125	
	小計	190	205	205	205	205	
②-①		81	97	98	104	106	

【 保育所 3歳以上児 】

(単位:人)

2号認定			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	①量の見込み		893	883	871	825	811
②確保方策	保育所	825	770	770	770	770	
	認定こども園	213	258	258	258	258	
	小計	1,038	1,028	1,028	1,028	1,028	
②-①		145	145	157	203	217	

【 保育所 0歳児 】

(単位:人)

3号認定			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	①量の見込み		117	114	110	106	103
②確保方策	保育所	170	175	175	175	175	
	認定こども園	41	41	41	41	41	
	地域型保育	0	0	0	0	0	
	小計	211	216	216	216	216	
②-①		94	102	106	110	113	

【 保育所 1、2歳児 】

(単位:人)

3号認定			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	①量の見込み		548	541	527	511	492
②確保方策	保育所	516	516	516	516	516	
	認定こども園	126	126	126	126	126	
	地域型保育	0	0	0	0	0	
	小計	642	642	642	642	642	
②-①		94	101	115	131	150	

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

平成 27 年度の量の見込みは、1号認定で 109 人、2号認定で 893 人、3号認定で 665 人（0歳児：117人、1、2歳児：548人）となっていますが、就学前人口の減少に伴い、計画期間を通して緩やかに減少していく見込みです。

【確保方策】

1号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は平成 27 年度の 109 人ですが、平成 27 年度の利用定員は 190 人で、計画期間を通して供給不足は発生しない見込みです。

また今後、幼稚園への入園希望が高まる可能性もある中、平成 28 年度、幼稚園 1 園が幼保連携型認定こども園に移行する予定で、平成 28 年度の利用定員は 15 人増えて 205 人となる予定です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は平成 27 年度の 893 人ですが、平成 27 年度からの保育利用定員は保育所、認定こども園を合わせて 1,038 人で、平成 28 年度からは 10 人減少して 1,028 人となりますが、計画期間を通して供給不足は発生しない見込みです。

3号認定についても、計画期間における利用者の最大見込み人数は平成 27 年度の 665 人（0歳児：117人、1、2歳児：548人）ですが、平成 27 年度からの保育利用定員は 853 人（0歳児：211人、1、2歳児：642人）であるため、計画期間を通して供給不足は発生しない見込みです。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やニーズ調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（１）時間外保育事業（保育所の延長保育）

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間等の前後に延長して保育を行う事業です。

【現状と課題】

市内保育所 26 園では、11 時間の開設時間後に 30 分～1 時間の延長保育を実施しています。

平成 25 年度の実利用人数は 814 人となっています。

短時間保育については、現在行っていません。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	810	799	634	607	592
②確保方策	810	799	634	607	592
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

標準時間を対象としたアンケート調査結果に基づく推計事業量は、平成 27 年度で 657 人でしたが、平成 25 年度の実利用児童数（814 人）を下回っているため、量の見込みは現状ベースで補正し、通常保育から短時間保育への移行分や新規の利用者等を考慮し、平成 27 年度 810 人と設定しました。

【確保方策】

標準時間及び短時間保育のいずれについても、現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、学校の
 余裕教室や公民館などの施設において、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、
 その健全な育成を図る事業です。

本市では、保育所等が設置する放課後児童クラブにおいて実施しており、就学
 児童の健全な育成と健やかな成長を支援しています。

【現状と課題】

市内 22 の放課後児童クラブ（総定員 697 人）で実施しています。平成 26
 年5月1日現在の利用者数は 707 人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高
①量の見込	600	150	575	151	534	147	499	142	461	130
②確保方策	750		750		750		750		750	
②－①	0		24		69		109		159	

※「低」は低学年児童、「高」は高学年児童

【量の見込み】

アンケート調査結果に基づく推計事業量は、平成 27 年度で 999 人（低学年：
 702 人、高学年：297 人）でしたが、平成 25 年度の利用者数 681 人（低学年：
 564 人、高学年：122 人）と比較すると、かなり過大な推計値となっているた
 め、量の見込みは現状ベースで補正し、平成 27 年度 750 人と設定しました。

【確保方策】

平成 27 年度からクラブを 1 か所増設することで、全てのニーズへの対応を図
 ります。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において児童を一定期間養育・保護を行う事業です。

【現状と課題】

市外の施設に委託していますが、平成 25 年度の利用実績はありませんでした。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	4	4	4	4	3
②確保方策	4	4	4	4	3
②－①	0	0	0	0	0

※人数は、年間の延べ利用人数

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

量の見込みは、各年度、延べ3～4人となっています。

【確保方策】

現在の委託先で対応できます。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

保育園等に通っていない子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業です。

【現状と課題】

市内の保育所 16 箇所子育て支援センターを開設しています。
平成 25 年度の延べ利用人数は 18,639 人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
②確保方策	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
②－①	0	0	0	0	0

※人数は、年間の延べ利用人数

【量の見込み】

就園していない児童が主な対象児童と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は平成 27 年度の 18,000 人で、家庭で幼児期に見る親の数は児童数の減少には連動せず横ばいであると想定されるため、横ばいで推移すると見込まれます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児に対する一時預かり）

現在幼稚園で実施されている預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預かりを行うこと。）に相当する事業です。「子ども・子育て支援新制度」においては、一時預かり事業の類型の一つとして市が実施主体となっていくこととなります。

【現状と課題】

市内の私立幼稚園全4園で実施しています。平成25年度の延べ利用人数は17,321人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込	1,056	5,040	1,044	5,040	1,032	5,040	972	4,800	960	4,560
②確保方策	6,096		6,084		6,072		5,772		5,520	
②-①	0		0		0		0		0	

※「1号」は一時的利用、「2号」は恒常的利用を想定

※人数は、年間の延べ利用人数

【量の見込み】

一時預かりの利用には、保護者の急用などを理由とする単発的な利用と就労などを理由とする恒常的な利用があると推測されます。そこで、教育・保育の認定区分における1号認定児童を一時的な利用、2号認定児童の一部（幼稚園の利用希望が強いと想定されるもの）を恒常的な利用の対象と想定しました。

一時的な利用は1人あたり年間12日、恒常的な利用は1人あたり年間240日（週5日×48週）と見込み、それぞれ各年度の利用児童数を乗じた数値を量の見込みとしています。

【確保方策】

量の見込みは、平成25年度の利用実績をかなり下回った数値となっているため、現在の体制で対応できる見込みです。

(6) 幼稚園以外（保育所等）の一時預かり

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

平成 26 年度は市内の認可保育所 10 施設で実施しています。平成 25 年度の延べ利用人数は 2,519 人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	2,476	2,440	2,389	2,286	2,230
②確保方策	2,476	2,440	2,389	2,286	2,230
②-①	0	0	0	0	0

※人数は、年間の延べ利用人数

【量の見込み】

保育所を利用していない児童が主な利用対象者と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は平成 27 年度の 2,476 人で、その後は児童数の減少に連動して徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

量の見込みは、平成 25 年度の利用実績より低い数値となっているため、現在の体制で対応できる見込みです。

(7) 病児保育事業（病児、病後児）

児童が病気となった場合や治りかけの状態の際に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状と課題】

本市においては、病後児対応の保育事業を実施しています。平成 26 年度から市内 3 施設で実施しています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	2,610	2,610	3,480	4,350	5,220
②確保方策	2,610	2,610	3,480	4,350	5,220
②－①	0	0	0	0	0

※人数は、年間の延べ利用人数

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき推計した量の見込みは、平成 27 年度で延べ 6,357 人と大きな数字になっていますが、当面現状の受け入れ可能枠を計画上の量の見込みとしました。

【確保方策】

現状での受け入れ可能枠は、1 日あたり 9 人で、年間開所日数を 290 日として計算すると年間延べ 2,610 人となります。新制度移行後の利用状況を見ながら、必要に応じて平成 29 年度以降、1 か所ずつ実施施設の増設を図ることとします。

病児保育については、受け入れ施設の確保など、今後の推進については検討課題とします。

(8) ファミリーサポートセンター事業

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

【現状と課題】

本市では未実施です。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

※人数は、年間の延べ利用人数

【量の見込み】

小学生を対象としたアンケート調査の結果に基づき推計した量の見込みは、平成27年度で年間の延べ人数42人となっていましたが、新たな事業を創設するほどのニーズ量ではなく、また、小学生の放課後の預かりニーズについては放課後児童クラブで十分対応できること、乳幼児については子育て支援センターで対応できるなど、その支援体制が整っていることから、計画期間中のファミリーサポートセンターの設置は行わないこととし、量の見込みも0としました。

加えて、本課及び各支所でのきめ細かな対応を推進させることで、支障のない支援を行うことにしています。

【確保方策】

ニーズ量及び上記理由等により、当面実施しません。

(9) 利用者支援事業

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【現状と課題】

子ども・子育て支援法に基づく新規事業のため、現在は未実施です。現在、子育て支援サービスに関する情報提供や相談については、市広報・ホームページによる周知の他、8地区をきめ細かに網羅した支所機能を活用した市役所での対応に加えて、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター等において個別に対応している状況です。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

本市では、これまで年間を通して待機児童が発生したことがなく、本計画期間中においても待機児童が発生する可能性はないと見込んでいます。したがって、本来この事業が想定している、子どもの預け先がなかなか見つからない保護者への支援というニーズは、ほとんど発生しないものと考えられます。

また、その他の子育て支援サービス等の情報提供や相談についても、これまでどおりの体制で対応可能と考えています。

したがって、本計画期間中、新たに利用者支援事業を実施することは見送ることとします。

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を全額負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票（14回分）を交付しています。

平成25年度実績は、母子健康手帳交付数375人、妊婦健診受診件数4,386人回となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300

※人数は、年間の延べ利用人数

【量の見込み】

近年の実績から見込み量を設定しました。

【提供体制】

現状どおり、母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【現状と課題】

産婦及び生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげていきます。

市内8地区ごとに母子保健推進員を委嘱し、保健師と連携して訪問しています。平成25年度の訪問実績は299人となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込	309	300	290	278	271

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値をもとに量を見込みました。

【提供体制】

現状どおり、母子保健推進員と保健師の連携による全対象家庭の訪問を行います。

また、気になる家庭へは、助産師の同伴による、より専門的な支援体制の充実を図ります。

(12) 養育支援訪問事業

産後うつ状態や育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対する強い不安や孤立感を抱いている家庭や食事・衣服・生活環境等が不適切な養育状態にある家庭など、支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う事業です。

【現状と課題】

様々な事情により、家事や育児が困難な家庭への支援として、南島原市社会福祉協議会に委託してホームヘルパーを派遣し、家事や育児に関する援助を実施するとともに、育児の孤立化を防ぐための相談相手となっています。原則として1日1回、2時間以内で派遣期間は6か月以内となっています。

平成25年度の実績は、ありませんでした。

「量の見込み」

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込	6	6	6	6	6

【量の見込み】

過去の実績から見込み量を設定しました。

【提供体制】

現状どおり、南島原市社会福祉協議会に委託して事業を継続します。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供やその推進体制の確保

(1) 認定こども園について

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型※	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※幼保連携型は、「子ども・子育て支援新制度」においては、学校及び児童福祉施設としての新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その必要性は高いものであると考えられます。

認定こども園への移行自体は、それぞれの施設を運営する事業者の判断に委ねられることとなりますが、本市においては、庁内における認定こども園の窓口を一本化し、認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所に対する支援について取り組んでいくとともに、移行後の施設についても研修の充実や施設への指導監督等を通じて、質の確保を図っていきます。

また、認定こども園制度は平成18年度から実施されていますが、保護者にとってその具体的な内容についての認知度はいまだに低いことから、「子ども・子育て支援新制度」に基づき保護者が適切な施設を選択できるよう、その周知にも努めていきます。

(2) 教育・保育施設等の相互の連携や小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、市と教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

特に原則満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育は、満3歳以降も引き続き教育・保育を利用できるよう、保育所や認定こども園等と連携していくことが重要で、これについては、市条例等に定められた基準に基づき、必要な連携施設の確保等を図っていきます。

また、教育・保育施設と小学校等との連携についても、連携協議会等の実施を通じて、小1プロブレムや中1ギャップといった上の学校への進学の際のリスクを少なくし、円滑な就学が出来るよう、取り組んでいきます。

5. 産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
子育て支援サービスに関する情報提供や相談	保護者が、保育所等を円滑に利用できるよう、市広報・ホームページによる情報提供の他、市役所や保育所、地域子育て支援拠点事業等において個別相談に対応する。	新制度に基づく新規の事業である利用者支援事業は実施しないが、これまでどおり、子育て支援サービスに関する情報提供や相談対応に努める。
保育所の入所における配慮	年度途中からの入所希望についても、早めの申込を受け付け、育休明けの入所については入所選考時に優先的に取り扱う。	申込時期や手続き内容について、保護者への周知を図っていく。

6. 安全安心な妊娠・出産・子育てと 子どもの健やかな成長に向けた取り組み

母子を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、安全安心な妊娠から出産や子育てへと繋げていけるよう、主体的に自らの健康と子の健やかな成長に関心を持ち、親子とその家族がお互いを理解し、支え合えるような環境づくりが必要です。

加えて、切れ目のない母子の健康支援を行うためには、地域の母子保健と学校保健との連携が必要不可欠です。今後、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないように支える地域づくりも重要です。

(1) 健やかな妊娠、出産への支援

近年、早産や低出生体重児が増加した要因として、歯周疾患、喫煙、飲酒、妊娠中の高血圧、不適切な体重増加などが指摘されています。

また、胎児期から乳幼児期に至る栄養環境が将来の生活習慣病の発症リスクに影響することが指摘されており、低出生体重児の割合を減少させることが、成人期の生活習慣病を予防することにつながります。

加えて、妊娠中の高血圧や糖尿病等は、将来、母自身の生活習慣病を引き起こす可能性を高くします。このため、妊娠中における正しい知識を持ち、妊婦自身で健康管理を行うことができるよう適切な保健指導を行う必要があります。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
妊婦健康診査費用の助成	1) 妊娠中の母子の健康管理のため、健康診査費用の14回分全ての費用を助成。 2) 発行時に健診内容、受診の必要性、受診時期等を説明。	妊婦健康診査の結果と胎児の成長を理解し、健康への関心や望ましい生活習慣を身につけるよう保健指導を行う。
妊婦健診結果を用いた産婦及び家族の生活習慣病予防	1) 妊娠中に、高血圧や糖尿病になった産婦に対し、新生児訪問や乳児相談等で生活習慣の改善のための保健・栄養指導を実施。	将来の生活習慣病のリスクがある産婦に対し、医療機関への受診勧奨や家族を含めた生活習慣病予防の保健・栄養指導を行う。

(2) 子どもの健やかな成長発達への支援

生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩として、子どもの健全な発育や発達を支援するとともに、基本的な生活習慣を身につけさせることが大切です。

特に乳幼児期は、健康な生活習慣の基盤が形成される時期です。「運動（外遊び）」、「栄養（食事）」、「休養（睡眠）」のバランスと生活リズムを整えることが子どもの健やかな発育を促すことにつながります。

また、朝食抜き、孤食（一人で食事をする）、脂肪過多食など、食生活上の問題を解決し、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、さらには食を通じた豊かな人間性の形成を目指すためにも、いわゆる食育の推進が極めて重要です。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
保健師、助産師による新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業	<ol style="list-style-type: none"> 母子の心身の状態、養育環境等の把握及び助言を実施。 子育て支援が必要な家庭に対し、情報提供や適切な保健指導を実施。 	<p>出生後、専門的な指導や各種の子育て支援の情報提供など、適切な支援を受けることができるような体制を整える。</p>
乳幼児健康診査、相談	<ol style="list-style-type: none"> 月齢に相応した発育・発達状況の確認。 障害や疾病の早期発見。 保護者への育児支援のための情報提供。 関係機関との連携の中での継続的な個別支援。 	<p>保護者が一般的な発達段階や規則正しい生活習慣を理解し、困りごとに保護者自身が対処できるような保健指導を行う。</p> <p>また、健診後の要観察者に対し、訪問や電話確認等で継続支援を行う。</p>
幼児健診等における歯科衛生士による歯科指導	<ol style="list-style-type: none"> 幼児健診時に、歯科衛生士による口腔機能の発達、むし歯予防や歯みがき等に関する歯科指導を実施。 	<p>各年齢におけるむし歯の有病率や1人平均むし歯本数の減少を目指す。</p> <p>育児相談や離乳食教室などの事業においても、歯科衛生士による咀嚼力の形成など口腔機能の発達に合わせた歯科指導が必要である。</p>

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
親子歯科健康診査、相談	1) 幼児初期のむし歯を予防するため、親子歯科健診を実施。 2) 心身の異常を早期に発見し、適切な支援を講じ、健全な口腔衛生の普及啓発に取り組む。	健全な口腔衛生の普及啓発とその推進を図る。 幼児期の口腔衛生の大切さを広く周知し、健診率のアップを目指す。
予防接種	1) 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を実施。 2) 定期的な予防接種については、接種勧奨を実施。	疾病への罹患やまん延を防ぐため、予防接種費用の助成を行う。 接種率向上のため、各種事業等で接種勧奨を行う。
小児生活習慣病予防教室	1) 子どもの生活リズムの乱れや不規則な食生活の積み重ねによって引き起こされる生活習慣病の予防のため、予防教室を実施。 2) 子どもの頃から自分の生活習慣に関心を持ち、望ましい生活習慣を身につけるよう支援する。	小児の生活習慣病の予防は重要であり、今後も推進していく。 参加者の確保のため、呼びかけの方法や実施回数等の検討を行う。
子どもの生活リズムを守り隊	1) 子どもの生活リズムの大切さ等を家庭や関係団体とともに学ぶ場を設けることによって、その意識や実践意欲を高める。 2) 早寝早起き等、家庭での見直しができるよう、普及啓発を推進する。	左記の事業に併せて、個別の栄養相談なども併せて実施することにより、より多くの人に参加するような体制づくりを推進する。

(3) 育児不安を感じる保護者への支援体制の構築及び充実

近年、育児中の家庭の孤立が指摘されており、親が育児に不安や困難さを感じつつ、解消されないまま抱え込むことがあります。

育児不安や困難さが起こりうる背景は様々で、子どもの発達・発育の偏りから保護者が育てにくさを感じている場合のほか、家庭環境や保護者の関わりが問題となっている場合も少なくありません。子どもの成長発達は個別性が高いため、悩みにあった相談ができる場を設け、保護者への周知を行わなければなりません。また、支援を要する子どもに対し、各関係機関との連携強化を図り、就学前から切れ目のない支援を行うことが必要です。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
お遊び教室	1) 母親同士の交流を図る中、子育て不安の解消と子育て世代の仲間づくりを促進し、親子の絆づくりを深める。 2) 発達の遅れや保護者への育児支援が必要な場合、臨床心理士による個別相談を行う。	支援が必要な子どもの対応方法を理解できるような相談を行う。 また、関係機関との連携を図る。
5歳児健康相談	1) 3歳児健診で発見が難しい発達障害児や、保護者の認識が得られず療育や支援ができなかった子に対して再評価の機会とし5歳児健康相談を実施。 2) グレーゾーンの子に対しては、臨床心理士や言語聴覚士による専門的な個別相談会を実施。 3) 安心して保護者と子が就学を迎えるよう支援する。	保護者が子の状態を理解し、支援が必要な子どもの対応方法を理解できるような相談を行う。 また、専門機関への紹介、就学に向けた支援のため教育委員会との連携を図るなど、関係機関との連携を図る。
言語相談事業	1) 言語発達に遅れのある幼児をもつ保護者に対し、その不安を解消するために、情報提供や言語聴覚士による専門相談を実施。 2) 早期に適切な治療及び療育へ結びつける。	保護者が、支援が必要な子どもの対応方法を理解できるような相談を行う。 また、専門機関への紹介勧奨や関係機関との連携を図る。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
母子保健推進員活動事業	<ol style="list-style-type: none"> 1) 訪問時に、保護者の相談相手となり、子育て支援を行うとともに、育児不安の軽減に努める。 2) 健診の受診率向上のため、健診未受診者への訪問を行う。 3) 保健師、栄養士との連携を図り、地域での子育て支援を推進する。 	<p>地域に根ざした母子保健推進員の確保。</p> <p>推進員の研修会を開催し、資質向上に努め、活動の充実を図る。</p>

7. 仕事と家庭生活の調和の実現に向けた取り組み

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけでなく、働き方の見直しによる仕事と家庭生活、地域活動との調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。

特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取り組みの社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

本市では、保育施設や放課後児童クラブの整備等の子育て支援事業の充実に加え、平成25年3月に策定した「第2次南島原市男女共同参画計画（ハーモニープラン）」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進していきます。

8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止策の充実

全国の児童相談所における児童虐待に関する対応件数は、児童虐待防止法施行前と比較して平成24年度時点で6倍近くにまで増加しています。

虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図るためには、関係機関が要保護児童に関する情報や支援方針を共有し、連携の下、対応していくことが重要です。

本市においても、市、児童相談所、保育所、学校、警察、医療機関等から構成される「南島原市要保護児童対策地域協議会」が中心となって、関係機関における情報の共有や支援方針の検討等の連携を図っていきます。

また、近年は特に虐待の発生予防の重要性が指摘されていることから、産婦人科との連携を図る「児童虐待0プロジェクト」や各種訪問事業等の実施を通じて、精神疾患や経済的不安によるリスク要因を早期に把握するとともに、特に支援が必要な家庭については、個別に適切な支援を行っていきます。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
南島原市要保護児童対策地域協議会	1) 関係機関による代表者会議、実務者会議を開催。 2) 必要に応じて個別ケース検討会を随時開催。	今後も、関係機関との連携を密にし、支援を行っていく。
子育て短期支援事業	1) 保護者の疾病等により一時的に、家庭において児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で養育・保護を実施。	緊急一時的な利用もあり、委託先となる児童養護施設と連携して、適切な対応を行っていく。
養育支援訪問事業	1) 養育困難な家庭等を継続的に訪問し、相談支援や育児援助などを行う。 2) 子育て、家事支援等でヘルパーを派遣する。	関係機関が連携し、支援が必要な家庭の把握に努める。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
子育て短期支援事業(再掲)	1) 保護者の疾病等により一時的に、家庭において児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で養育・保護を実施。	緊急一時的な利用もあり、委託先となる児童養護施設と連携して、適切な対応を行っていく。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	1) 仕事や病気など、一時的に生活支援や保育サービスを必要とするひとり親家庭に対し、研修を受けた家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣することによって、ひとり親家庭の生活の安定を図る。	現在の実施内容で、今後も支援を継続して実施していく。
ひとり親家庭等生活支援事業	1) ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活の諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、生活指導に関する講習会や研修会等を行い、総合的な地域での生活支援を実施。 2) 併せて、相談等を実施する。	現状の実施内容で、今後も継続して実施していく。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
<p>高等技能訓練促進事業 教育訓練給付金事業</p>	<p>1) 自立のために資格取得を目指すひとり親家庭の保護者に対し、受講する講座の費用助成や受講期間中の給付金の支給。 2) 児童扶養手当の支給などの経済的援助の支援方針から、自立のための支援へと移行。</p>	<p>制度の周知と利用促進に努める。 個々の相談時に、事業活用を促す。</p>
<p>ひとり親家庭等医療費助成</p>	<p>1) ひとり親家庭の医療費負担について、費用の一部の助成を実施。 2) 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭。及び、その18歳までの子に対して、医療費を助成する。</p>	<p>現状の実施内容で、今後も継続して実施していく。</p>

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
乳幼児健康診査(再掲)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 月齢に相応した発育・発達状況の確認。 2) 障害や疾病の早期発見。 3) 保護者への育児支援のための情報提供。 4) 関係機関との連携の中での継続的な個別支援。 	<p>保護者が一般的な発達段階や規則正しい生活習慣を理解し、困りごとに保護者自身が対処できるような保健指導を行う。</p> <p>また、健診後の要観察者に対し、訪問や電話確認等で継続支援を行う。</p>
5歳児健康相談(再掲)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 3歳児健診で発見が難しい発達障害児や、保護者の認識が得られず療育や支援ができなかった子に対して再評価の機会とし5歳児健康相談を実施。 2) グレーゾーンの子に対しては、臨床心理士や言語聴覚士による専門的な個別相談会を実施。 3) 安心して保護者と子が就学を迎えるよう支援する。 	<p>保護者が子の状態を理解し、支援が必要な子どもの対応方法を理解できるような相談を行う。</p> <p>また、専門機関への紹介、就学に向けた支援のため教育委員会との連携を図るなど、関係機関との連携を図る。</p>
保育所等における障がい児の受入の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1) 市補助事業として、私立保育所で障害児保育事業を実施。 2) 公立保育所においても、職員の加配を行っている。 	<p>保育所以外の施設についても、障がい児の受入推進や各施設の職員の専門性の向上を図る必要がある。</p>
児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1) 障がい児の日中や放課後等における居場所を確保し、集団生活への適応訓練等の実施。 2) 障がい児の家族の一時的な休息を図る。 	<p>事業所の新規参入を促進するなど、ニーズに対して必要な事業量の確保に努める。</p>



第4章 計画実現のために



1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、本市は「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、子どもとその保護者に適切な環境が等しく確保されるよう、各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

特に「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施については、教育・保育施設等を運営する事業者との協力が不可欠です。

また、専門性の高い施策及び複数の市町村にまたがる広域的な対応が必要な施策については、県が策定する子ども・子育て支援事業計画やその他の方針等に基づき、必要に応じて県の協力を受けながら推進を図っていきます。

2. 進捗状況の点検と評価・公表

本計画については、こども未来課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「南島原市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。併せて、計画の進捗状況については、市ホームページ等で公表を行い、市民への周知を図っていきます。

また、本計画の記載内容について、特に第3章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や市内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて見直しを行うこととします。